平成２５年（フ）第１４４４号
名古屋市港区十一屋３丁目174番地の２
債務者　宮﨑　初美
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市川沿町４丁目７番13号　グランド川沿２Ｂ
債務者　青木　修二
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市光洋町３丁目６番７号　ポップコーンハイツ201号
債務者　三上　牧人
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市木場町２丁目５番１号　ハイツまるい親和201号
債務者　北岡ゆかり
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市木場町２丁目５番１号　ハイツまるい親和201号
債務者　北岡　翔也
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６６号
北海道北見市幸町６丁目３番20号　レジデンス幸102号
債務者　佐野　友基
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅７―803
債務者　辻田　和弥
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４９号
仙台市若林区南小泉３丁目13番20号　ソミュール南小泉201
債務者　加藤　弘樹
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９３号
仙台市青葉区愛子東５丁目19番34号　ヴェルジュ愛子201、従前の住所仙台市青葉区上愛子字平治１番地の33
債務者　笛　　政博
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
神奈川県平塚市中原３丁目19番22号
債務者　小林由美恵
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６１号
新潟市東区河渡３丁目９番27号
債務者　加藤　惠一
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０８号
新潟市東区秋葉１丁目19番３号　清篤苑秋葉25号、前住所新潟市北区新崎１丁目16番29号
債務者　熊倉美也子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７３号
新潟市中央区鳥屋野345番地１　セントグラーサ女池302号、申立時住所新潟市東区寺山２丁目４番９号　エミネンスＢ203号
債務者　笠原　康代
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７７号
新潟市西区小針３丁目37番22号
債務者　土沼　孝子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９９号
新潟市秋葉区金沢町１丁目６番20号、住民票上の住所新潟県新発田市月岡温泉358番地１小柳アパート202
債務者　宮入　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４００号
新潟市秋葉区金沢町１丁目６番20号、前住所新潟市秋葉区金沢町１丁目６番21号
債務者　宮入まゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部